

日本機械学会交通・物流部門

「部門一般表彰」優秀論文講演表彰内規

1. 優秀論文講演表彰の設定

交通・物流部門は部門の活性化をはかる一環として部門賞とは別に、部門大会講演会および当部門が主催する講演会において優秀な成果を発表した若手研究者および技術者を表彰する。

2. 被表彰者

本表彰は新進気鋭の研究者および技術者を対象とするため、被表彰者は原則として38歳未満とする。また、過去に日本機械学会奨励賞を受賞した者、部門大会賞を受賞した者、日本機械学会フェロー賞を受賞した者および本優秀論文講演表彰を受けた者を対象としない。

3. 被表彰者候補の資格

日本機械学会の会員とする。但し、鉄道技術連合シンポジウムにおいては、非会員を候補とすることができる。

4. 審査の方法

交通・物流部門運営委員会から選考を委嘱された技術委員会あるいは選考委員会で被表彰者を選考し、部門運営委員会で決定する。

5. 被表彰者の人数

当該年度の被表彰者の人数は、講演者10名に対して1名程度の割合とする。

6. 表彰の方法

被表彰者が決定された場合は、速やかに部門長名で被表彰者に通知する。表彰は部門長名で行い、被表彰者に表彰状と記念品を贈る。

表彰状の形式は以下のとおりとする。

日本機械学会 交通・物流部門 優秀論文講演表彰

被表彰者名

表彰理由（交通・物流部門大会および当部門が主催する講演会における優秀論文講演を表彰する。）

表彰年月日

表彰者名（表彰当日の部門長名とする。ただし前期部門長名の場合は日本機械学会部門一般表彰」通則により、同部門長名の前に前期会期数と西暦年数を付す。）

7. 表彰の時期と場所

原則として、翌年度開催される交通・物流部門大会において行う。

8. 内規の改訂

この内規を改訂する場合は、日本機械学会「部門一般表彰」通則に従い、部門運営委員会が審議決定する。

9. 表彰の英文名称

- a) 優秀論文講演表彰 : Transportation and Logistics Division, Certificate of Merit for Outstanding Presentation

付則

1. この内規は、1998年9月22日～1998年10月7日に交通・物流部門運営委員会で改訂書面審議、1998年10月7日制定。
2. 2001年3月28日に交通・物流部門運営委員会で改訂審議、2001年3月28日改正
3. 2005年3月17日に交通・物流部門運営委員会で改訂審議、2005年3月17日改正
4. 2015年9月10日に交通・物流部門運営委員会で改訂審議、2015年9月10日改正
5. 2016年12月1日に交通・物流部門運営委員会で改訂審議、2016年12月1日改正
6. 2018年6月4日に交通・物流部門運営委員会で改訂審議、2018年6月4日改正